

令和3年度 公益社団法人日本バレエ協会 総会 議事録

日時 令和3年6月10日(水) 午後2時00分～3時00分
場所 東京都港区芝公園2-5-20 メルパルク東京5F ZUIUNの間

1. 進行

早川恵美子業務執行理事

定時に至り、早川恵美子理事が司会進行を務める旨の自己紹介があった。加えて岡本佳津子会長に議決権を委任した委任状は、議長に議決権を委任したと解されるので、全票を小林紀子議長が受任したことも報告された。

2. 議長、副議長、書記の選出

岡本会長加療入院中の為、定款第十五条にある会長に事故、又は支障ある時の条文に即し、予め定めた順により小林副会長が議長に選出された。議長席に着座した議長により副議長と書記の指名を議長に一任する案が問われ総会は満場一致で同案を承認したので、議長は副議長に漆原宏樹、書記に古谷野冴香を指名した。

3. 開会、及び総会成立宣言

漆原宏樹専務理事

議長となった小林紀子副会長より開会の辞が行われ、また加療入院中の岡本佳津子会長から預かった手紙を代読した。その後、漆原宏樹専務理事より本日の会場出席者はリモート参加を含め55名であり、委任状による出席者=1,167名、議決権行使書による出席174名の合計1,396名が総会出席者として認定された。本総会は定款変更が議題に含まれているため総会成立の為には定款第17条の定めるところにより総会員数の2/3の出席を要するが、上記の人数は現在の総会員数2,078名の2/3を満たす為、本総会は成立した事が宣言された。

4. 出席者紹介

司会 早川恵美子業務執行理事

本部理事・監事

小林紀子 今村博明 漆原宏(漆原宏樹) 津守勝己(江藤勝己) 幸田 律 佐藤崇之(佐藤崇有貴)
篠原聖一 ハルバート ミツヨ(岸辺光代) 柴田英悟 鈴木和子 多々納みわ子 成澤千香子
橋浦 勇 早川恵美子 安藤藤絵(前田藤絵) 法村牧(法村牧緒) 本多実男 山本教子
岩田規子(小堀規子)

全13支部代表者及び東京地区

関東支部：新井雅子 島村睦美
東京地区：原田公司 鶴見未穂子

<以下、リモート参加>

北海道： 真下教子 榎谷博子
東北： 東海林隆 高橋浩子
関東： 林みどり
甲信越： 重野良子 佐藤瑛子
中部： 松岡伶子 宮西圭子 岡田純奈
北陸： 坪田陽子 横倉明子
関西： 檉野隆幸 藪内智子
中国： 小池恵子 芥川瑞枝

山陰： 中川 亮 中川リサ
四国： 島田博美 一の宮咲子
九州北： 坂本順子 アオキトモエ
九州南： 佐藤利英子 伊達由伺子
沖縄： 長崎佐世 伊野波留利

<非会員同席者>

事務局長 小林秀穂 事務局長 古谷野冴香

<臨席>

小田木毅（顧問弁護士） 飯島一郎（顧問税理士） 高田由加（顧問税理士） 小川朋子（顧問税理士）

司会の早川恵美子理事により法人外部による出席者、及び役員の紹介、その他出席者の紹介があり、続いて審議開始に先立ち、議長より議事の円滑進行に対する協力要請が成された。

5. 監査報告

小堀規子代表監事

小堀規子代表監事による監査の結果、法令および定款に則し公益社団法人日本バレエ協会は適正に運営されていると認められた旨が報告された。

6. 第1号議案 「令和2年度公益社団法人日本バレエ協会事業報告書」承認の件

冒頭、議長より第一号議案並びに第二号議案は不可分の議案であるため一括審議に付す旨が提案され、総会はこれを満場一致で承認した。

令和2年度事業報告について篠原常務理事（本部直轄事業）より報告がなされた。加えて小林事務局長より、事前に出席者に配布された事業報告書の沖縄支部事業に関して、コロナウイルス感染拡大予防のため中止に至った経緯の記載漏れを報告し訂正を行った。

7. 第2号議案 「令和2年度公益社団法人日本バレエ協会決算報告書」承認の件

法村常務理事より令和2年度決算報告書の説明があった。

続いて質疑応答に移ったが、特段の質問等がなかったために採決に移り、採決の結果、総会は第一号議案及び第二号議案を圧倒的多数で承認した。

8. 第3号議案 「令和3年度公益社団法人日本バレエ協会事業計画」確認の件

冒頭、議長より第三号議案並びに第四号議案は不可分の議案であるため一括審議に付す旨が提案され、総会はこれを満場一致で承認した。

令和3年度事業計画について篠原常務理事より次年度本部直轄事業の説明が行われ、続いて四国支部事業において4月以降の変更が島田支部長から報告された。

9. 第4号議案 「令和3年度公益社団法人日本バレエ協会収支予算」確認の件

法村常務理事より令和3年度収支予算書の説明があった。

続いて質疑応答に移ったが、特段の質問等がなかったために採決に移り、採決の結果、総会は第三号議案及び第四号議案を圧倒的多数で承認した。

10. 第5号議案 「定款変更」の件

変更前

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一、バレエの普及をはかる事業。
- 二、バレエに関する人材育成をはかる事業。
- 三、バレエを介しての国際交流事業。
- 四、バレエを含む舞踊全般に関する調査研究及び資料収集事業。
- 五、その他前条の目的を達成するために必要な事業。

- 2 前項の事業は日本全国に於いて行い、また第七章に定める支部及び第三十一条に掲げる東京地区に於いてもこれを行う。

変更後

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一、バレエの普及をはかる事業。
- 二、バレエに関する人材育成をはかる事業。
- 三、バレエを介しての国際交流事業。
- 四、バレエに関する調査研究及び資料収集事業。
- 五、その他前条の目的を達成するために必要な事業。

- 2 前項の事業は日本全国に於いて行い、また第七章に定める支部及び第三十一条に掲げる東京地区に於いてもこれを行う

変更前

(決議)

第三十二条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

変更後

第三十二条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、監事が当該提案について意義を述べた場合を除き、当該事項について議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすとする。

上記の第四条及び第三十二条の定款変更について、小林事務局長から変更理由が述べられ、続いて質疑応答に移ったが、特段の質問等がなかったために採決に移り、採決の結果、総会は第五号議案を満場一致で承認した。

11. 第6号議案 「理事及び監事に対する理事会参加報酬支給開始」の件

第六議案の詳細について小林事務局長から説明があり、続いて質疑応答に移ったが、特段の質問等がなかったために採決に移り、採決の結果、総会は第六号議案を圧倒的多数で承認した。

12. 閉会の辞

漆原宏樹専務理事

以上をもって本総会の全ての議案審議は終了し、漆原専務理事により閉会の辞が述べられた。